

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンドの予備評価結果を公表します。

三井住友信託銀行株式会社

ESG グリーントラスト® <UUR 合同金信>
信託受益権

新規

総合予備評価

Green 1

グリーン性予備評価
(資金使途)

g1

管理・運営・
透明性予備評価

m1

発行体	三井住友信託銀行株式会社
評価対象	ESG グリーントラスト<UUR 合同金信>
分類	信託受益権
発行額	最大 100 億円
受益権初回発行日	2023年9月29日
受益権初回償還日	2023年12月29日
受益権最終償還日	2033年9月30日
償還方法	満期一括償還
資金使途	ユナイテッド・アーバン投資法人への貸付

評価の概要

▶▶▶1. 三井住友信託銀行株式会社の概要

三井住友信託銀行株式会社（SMTB）は、1924年に三井信託銀行、1925年に住友信託銀行として創業した、三井住友トラスト・グループの中核企業。2012年に住友信託銀行、中央三井信託銀行及

「グリーントラスト®」は三井住友信託銀行の登録商標です。

び中央三井アセット信託銀行の3社が合併して発足した信託銀行である。SMTBが属している三井住友トラスト・グループは、国内最大の資産運用・管理グループであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

三井住友トラスト・グループは、気候変動問題に対して、「気候変動対応行動指針¹」を策定し、その中で、「2.商品・サービスの提供」にて、「金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます」としている。同グループでは、気候変動問題に対して、信託の機能も活用して解決に貢献することを目指している。

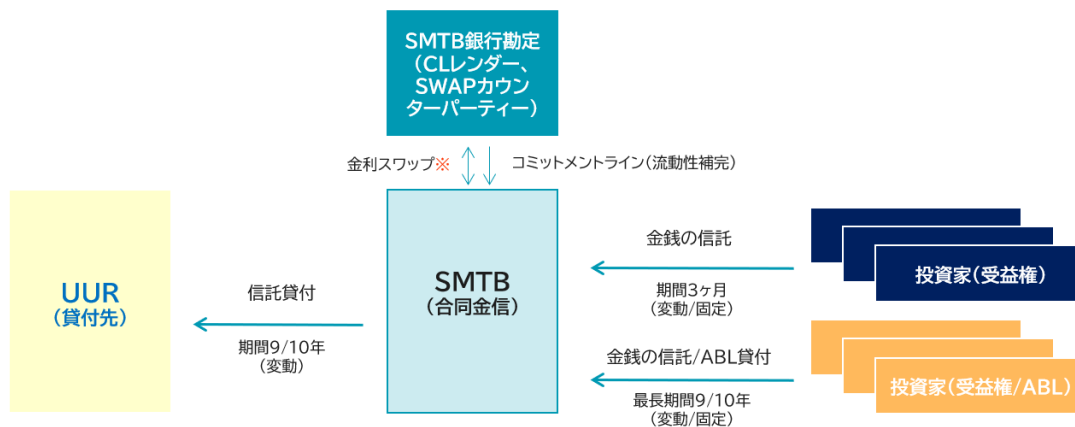
▶▶▶ 2. SMTBのESG経営及び脱炭素に向けた取り組み

三井住友トラスト・グループでは、「経営および社会のサステナビリティの強化」を重点取り組みテーマの一つに掲げ、グループの価値創造の強化に取り組んでいる。当グループとしては、カーボンニュートラルを実現するために巨額の資金が必要とされるこの機会を捉え、水素・蓄電・再生可能エネルギーや温室効果ガス削減等に資する分野、新たなインフラ構築等の分野に対して、積極的に投資していくこととしている。

具体的には、サステナブル・ファイナンス長期目標を設定し、2021年度から2030年度までに累計で15兆円の取組金額を目指している。社会の課題解決のため、脱炭素分野を中心とした資金需要に対し、サステナブル・ファイナンスやインパクトエクイティを通じて、投資家資金も活用しながら資金供給を行っていく考えだ。

▶▶▶ 3. 信託受益権について

今般の評価対象は、SMTBの設定した合同金銭信託（本合同金信）から交付される信託受益権（本信託受益権）である。



※ 投資家ニーズに合わせて、固定化スワップを実施する場合がある。

図 1：スキーム図²

¹ https://www.smth.jp/sustainability/management/philosophy/climate_change_guideline

² 出典：SMTB 提供資料

SMTB は投資家から金銭の信託を受けて本合金信を設定し、投資家に対し本信託受益権を交付する。投資家から調達した資金を以て、SMTB はユナイテッド・アーバン投資法人 (UUR) に対して信託貸付金 (本貸付金) を実行する。UUR は返済までの期間中、本合金信に対して本貸付金の利息支払いを行う。また、返済期限の到来時には、本合金信に対して本貸付金の元本返済を行う。本信託受益権は、本貸付金の利息および元本返済金を原資として、投資家に対して元本償還および収益配当を行う。なお、短期 (3 ヶ月) の受益権の元本償還は、原則として新たに発行する受益権による信託金が原資となるが、信託金が不足する場合は、SMTB による流動性補完が行われる。

UUR はサステナビリティファイナンス・フレームワーク³を策定しており、本貸付金は当該フレームワークを参照して、グリーンローンとして調達される。当該フレームワークは JCR のサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価「SU 1(F)」を取得しており、本貸付金の資金使途の対象となる物件は当該フレームワークのグリーン性の基準を参照している。本信託受益権の資金使途は本貸付金の実行である。SMTB は本貸付金の資金使途の対象となる物件のグリーン性を確認することにより、本信託受益権のグリーン性を確認している。

また、JCR では、SMTB における本信託受益権の口座管理について社内にて適切な方法にて管理されること及び内部管理の体制が整備されていることなどから本信託受益権の管理運営体制及び透明性が高いことを確認した。

この結果、本信託受益権について、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価 (資金使途)」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とし、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。本信託受益権は、グリーンボンド原則⁴及び環境省によるグリーンボンドガイドライン⁵において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

³ <https://www.united-reit.co.jp/file/news-6ec33578933f393f6a23c8f2170ef98046d7bcdf.pdf>

⁴ ICMA (International Capital Markets Association) グリーンボンド原則 2022 年版

https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2022-updates/Green-Bond-Principles_June-2022-280622.pdf

⁵ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版

<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 資金使途の概要について
2. プロジェクトの環境改善効果について
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

SMTBが本信託受益権で資金使途としたUURへの貸付金の資金使途はいずれもUURが定めるサステナビリティファイナンス・フレームワークに合致する8物件の取得資金のリファイナンスであるため、環境改善効果が期待される。

1. 資金使途の概要について

本信託受益権によって調達された資金の資金使途は、UUR に対する貸付金である。本貸付金の資金使途の対象となる物件は、以下の 8 物件である。

表 1：コンフォートイン福岡天神⁶

物件名称	コンフォートイン福岡天神
所在地	福岡県福岡市中央区天神一丁目 2 番 1 号
主要用途	ホテル
敷地面積	496.79 m ²
延床面積	3,567.22 m ²
階数	10F
建築時期	2017 年 5 月
環境認証	BELS 3 つ星

表 2：パシフィックマークス横浜イースト⁷

物件名称	パシフィックマークス横浜イースト
所在地	神奈川県横浜市神奈川区栄町 3 番地 4
主要用途	オフィス
敷地面積	2,525.41 m ²
延床面積	15,387.49 m ²
階数	B1/12F
建築時期	1992 年 10 月

⁶ 出典：UUR ウェブサイト

⁷ 出典：UUR ウェブサイト

環境認証	CASBEE-不動産 S ランク
------	------------------

表 3：パシフィックマークス新横浜⁸

物件名称	パシフィックマークス新横浜
所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 18 番地 20
主要用途	オフィス
敷地面積	475.00 m ²
延床面積	4,141.89 m ²
階数	B1/10F
建築時期	1991 年 10 月
環境認証	CASBEE-不動産 A ランク

表 4：パシフィックマークス札幌北一条⁹

物件名称	パシフィックマークス札幌北一条
所在地	北海道札幌市中央区北一条西七丁目 4 番地 4
主要用途	オフィス
敷地面積	987.04 m ²
延床面積	6,048.97 m ²
階数	B1/8F
建築時期	1993 年 2 月
環境認証	CASBEE-不動産 A ランク

表 5：パシフィックマークス月島¹⁰

物件名称	パシフィックマークス月島
所在地	東京都中央区月島一丁目 15 番 7 号
主要用途	オフィス
敷地面積	3,302.07 m ²
延床面積	14,507.92 m ²
階数	B2/13F
建築時期	1990 年 3 月
環境認証	CASBEE-不動産 A ランク

表 6：パシフィックマークス赤坂見附¹¹

物件名称	パシフィックマークス赤坂見附
所在地	東京都港区赤坂三丁目 20 番 6 号
主要用途	オフィス
敷地面積	390.86 m ²
延床面積	1,895.87 m ²
階数	B1/7F
建築時期	1994 年 3 月

⁸ 出典：UUR ウェブサイト

⁹ 出典：UUR ウェブサイト

¹⁰ 出典：UUR ウェブサイト

¹¹ 出典：UUR ウェブサイト

環境認証	CASBEE-不動産 A ランク
------	------------------

表 7：モラージュ柏¹²

物件名称	モラージュ柏
所在地	千葉県柏市大山台二丁目 3 番地 1
主要用途	商業施設
敷地面積	63,755.15 m ²
延床面積	54,689.28 m ²
階数	[Part1] 2F~4F [Part2] 2F
建築時期	Part1：2004 年 6 月、Part2：2008 年 9 月
環境認証	CASBEE-不動産 S ランク

表 8：壺川スクエアビル¹³

物件名称	壺川スクエアビル
所在地	沖縄県那覇市壺川三丁目 3 番 5 号
主要用途	コールセンター、データセンター、バックアップオフィス等
敷地面積	5,294.63 m ²
延床面積	14,742.80 m ²
階数	11F
建築時期	2009 年 6 月
環境認証	DBJ Green Building 認証 3 つ星

2. プロジェクトの環境改善効果について

資金使途の対象は、環境認証を取得済の物件であり、調達資金の全額について環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

本貸付金の資金使途の対象となる物件はすべて UUR が定めるサステナビリティファイナンス・フレームワークに合致するグリーン適格クライテリアを参照している。JCR は、UUR のサステナビリティファイナンス・フレームワークに「SU 1(F)」を付与している。

(参考) UUR のサステナビリティファイナンス・フレームワーク (抜粋) ¹⁴

■ グリーン適格クライテリア

A. グリーン適格資産

以下の認証 (以下総称して「環境認証」といいます。) のいずれかを取得済み又は取得見込みであること

- ① DBJ Green Building 認証：3 つ星以上

¹² 出典：UUR ウェブサイト

¹³ 出典：UUR ウェブサイト

¹⁴ 出典：<https://www.jcr.co.jp/download/32877631d3acd322ea4488bb3eadb2bda433e5286bccb6eddb/23d0275.pdf>

- ②CASBEE 認証：B+ランク以上
- ③BELS 評価：3 つ星以上
- ④LEED 認証：Silver ランク以上

対象となる物件はすべて上記の適格クライテリアを満たしているため、グリーン性を有すると JCR は評価している。SMTB は本信託受益権の組成に際して、UUR の適格クライテリアと同じ内容の適格クライテリアを設定している。本信託受益権の資金使途は本貸付金であり、本貸付金の資金使途がグリーン性を有することから、本信託受益権もグリーン性があると JCR は評価している。

なお、UUR は資金使途の対象となる物件が売却などにより資金使途の対象から外れた場合ポートフォリオ管理に移行することにより、引き続きグリーンローンとしての適格性を維持することとしている。SMTB は UUR の運用を参照した上で、UUR においてグリーンローンとして運用されていることを以て、本信託受益権のグリーン性があることを確認することとしている。

これより、JCR では本信託受益権の資金使途の対象が環境改善効果を有すると判断している。

3. 環境・社会に対する負の影響について

資金使途の対象となる物件に関しては、SMTB の本店営業第二部、法人企画部、資産金融部がエンジニアリングレポート等リスク調査に関する書面を UUR から取得し、潜在的なリスクに関しての確認を行う。これより、JCR は本信託受益権における環境に対する負の影響について、適切に手当てされていると評価している。

4. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

(参考) 各グリーンビルディングの認証制度について

BELS

建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称の頭文字をとったもの (Building-housing Energy-efficiency Labeling System)。

BELS は、建築物省エネルギー性能表示制度のことで、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能 (性能基準・仕様基準) および一次エネルギー消費量 (性能基準・仕様基準) が評価対象となり、評価結果は省エネ基準の達成数値によって星の数で表される。高評価のためには、優れた省エネ性能を有していることが求められる。BELS では、BEI (Building Energy Index) によって星の数が 1 つから 5 つにランク分けされる。BEI は設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とし、基準値に比した省エネ性能を図る尺度である。1 つ星は既存の省エネ基準、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

CASBEE

建築環境性能評価システムの英語名称の頭文字をとったもの (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)。

建築物の環境性能を評価し格付けする手法であり、2001 年 4 月より国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会を設立し、以降継続的に開発とメンテナンスを行っている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区などのほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産がある。

評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B- ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれてい

る。CASBEE-不動産は、CASBEEにおける建物の環境評価の結果を、不動産評価の際に活用してもらうことを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の5つである。

評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目5項目、加点項目16項目とし、満点時に100点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRでは、本認証についてもグリーンボンド原則に定義されているグリーンプロジェクト分類の「地域・国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証では、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本信託受益権における目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、SMTBが属する三井住友トラスト・グループの経営の根幹をなす考えに沿ったものであること、SMTBが目指す環境・社会問題の解決に資するようなサービスの提供の趣旨と合致することを明確に示しているものと判断している。

1. 目標

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、2023 年度から 2025 年度を対象期間とする中期経営計画において、「信託の力で、次の 100 年を切り開く」を経営の根幹となる考えとして示し、サステナブルな社会の発展と三井住友トラスト・グループの持続的・安定的な成長を目指している。

SMTB は中核となる信託銀行として、環境問題・社会問題の解決に資するようなサービスの提供を通じて、グループが掲げている考えおよび目標へ貢献することを目指している。

本信託受益権によって、グリーンプロジェクトを保有している借入人へグリーンローンを提供する一方で、投資家に対してはグリーン性のある受益権を組成することで、環境に配慮した投資機会も提供している。これより、JCR は、本信託受益権の組成について、SMTB が貢献を目指す目標と整合的であると評価している。

2. 選定基準

SMTB は、本信託受益権に係る適格クライテリアとして、UUR のサステナビリティファイナンス・フレームワークの適格クライテリアを設定している。UUR のサステナビリティファイナンス・フレームワークについて JCR は「SU 1(F)」を付与しており、グリーン適格クライテリアも適切であると JCR は評価している。

3. プロセス

本信託受益権の実行に際しては、信託財産運用部署である資産金融部 信託ファンド管理チームおよび信託財産運用管理部署である投資家企画部 業務管理チームが事前協議の上、稟議を起案、資

産金融部長にて運用（本貸付金）の諸条件が決裁されることとなっている。SMTB の経営陣が関与していることから、選定プロセスは適切であると JCR は評価している。

上述の目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートにて開示されることから、投資家に対する透明性が確保されていると JCR では評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、SMTBの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

本信託受益権によって調達された資金は、全額本貸付金として UUR に支払われる予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。SMTB では、資産金融部の担当者により金銭信託管理システム（T-PAS）を用いて本信託受益権の資金管理を行う予定としている。

SMTB は、信託約款で合同金信の資金使途を本貸付金に限定する。本貸付金の資金使途に関しては、UUR のプレスリリースで開示される予定である。また、定期的に送付される信託財産状況報告書により、投資家に対して資金管理の状況が開示されることとなっている。信託勘定において適切な管理・運営が行われているかどうかについては、内部監査部によって不定期に監査が実施されている。これにより、JCR は、SMTB の内部管理の体制は整備されていると評価している。

本信託受益権の資金使途である本貸付金は、実行後速やかに評価フェーズ 1 に記載の 8 物件の取得原資である借入金のリファイナンスに充当されるため、未充当資金は発生しない予定である。本信託受益権の償還前に、UUR において資金使途の対象となっている物件を売却するなどにより資金使途の対象から外れた場合はポートフォリオ管理に移行することにより、本貸付金は引き続きグリーンローンとしての適格性を維持することとしている。SMTB は UUR の運用を参照した上で、UUR においてグリーンローンとしていることを以て、本信託受益権のグリーン性があることを確認することとしている。

以上より、JCR では本信託受益権にかかる資金管理体制が適切であると評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、SMTBのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家に対して適切に開示される計画であると評価している。

資金の充当状況に係るレポーティング

本信託受益権の資金の充当状況は、SMTBのウェブサイト上で一般に開示される予定である。併せて本信託受益権の投資家に対しては、信託財産状況報告書を通して資金の充当状況に係る報告が定期的に報告される仕組みとなっている。

今回 UUR が本貸付金で取得した物件を売却するなどによって、UUR において未充当資金が発生するなど大きな状況の変化が発生した場合には、UUR のウェブサイトにて開示が行われる予定である。SMTB は当該開示について、投資家に報告する予定である。

環境改善効果に係るレポーティング

本信託受益権の環境改善効果に係るレポーティングとして、SMTB はウェブサイト上で UUR が開示した内容を開示する予定であることを確認している。なお、UUR はサステナビリティファイナンス・フレームワークにおいて、

- ・グリーン適格資産の物件数及び取得価格
- ・グリーン適格資産に関する定量的指標（電力消費量、水使用量、CO₂排出量）

をインパクト・レポーティング項目として、UUR のウェブサイト等で開示を行う予定としている。

JCR では、上記レポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、SMTBがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、経営会議の諮問会議としてサステナビリティ委員会を設置して課題認識から解決、対外公表に至るまでの一連の取り組みを組織的に推進している点について、高く評価している。

三井住友トラスト・グループの環境への取り組み

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。

2021年10月に、三井住友トラスト・グループは「三井住友トラスト・グループ カーボンニュートラル宣言」¹⁵および Net Zero Banking Alliance (NZBA)¹⁶への加盟を公表した。

三井住友トラスト・グループ カーボンニュートラル宣言¹⁷

- ① 信託銀行グループのもつ多彩で柔軟な機能を活用して、脱炭素社会の実現に貢献します
- ② 投融資ポートフォリオの GHG 排出量について、2050 年までにネットゼロを目指します¹⁸

2050 年ネットゼロを達成するための 2030 年までの中間目標について、NZBA の枠組みに即し、2022 年度中に作成します
- ③ 自社グループの GHG 排出量を、2030 年までにネットゼロにします¹⁹

カーボンニュートラル宣言では、三井住友トラスト・グループの GHG 排出量を 2030 年までにネットゼロとすることを目指すだけでなく、顧客の排出する GHG についても 2050 年までにネットゼロを目指すこととしている。これら宣言の実現のため、三井住友トラスト・グループでは、NZBA

¹⁵ <https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/211020-2.pdf>

¹⁶ UNEP FI (国連環境計画金融イニシアティブ) が設立した、投融資ポートフォリオの GHG (温室効果ガス) 排出量を 2050 年までにネットゼロとする目標を掲げる銀行業界のアライアンス。加盟金融機関は、NZBA が定めるガイドラインに従って、中長期の GHG 排出量削減目標を設定しその進捗状況を報告することが求められる。

¹⁷ 出典：<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/211020-2.pdf>

¹⁸ 国際的な組織である GHG プロトコルイニシアチブが策定した GHG 排出量算定および報告基準である GHG プロトコルにおける Scope 3 (事業者の活動に関連する他社の排出)

¹⁹ GHG プロトコルにおける Scope 1 および Scope 2

Scope1: 事業者自らによる温室効果: ガスの直接排出

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

に係る取り組みを通じて、取引先の GHG 排出量削減のための中間目標の策定をしたり、顧客の環境負荷低減に資するサービス・ソリューションを提供したりするなど具体的な取り組みを推進している。

また、三井住友トラスト・グループでは、環境方針、気候変動対応行動指針を定めており、グループ内の各社の取り組みとともにサステナビリティレポートで報告している。

三井住友トラスト・グループでは、2023 年度より経営会議の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置している。これによりサステナビリティに関する事項は同委員会における審議を経て、経営会議へ付議する態勢となった。サステナビリティ委員会は、サステナビリティ推進部統括役員を委員長、経営企画部統括役員、人事部統括役員および IR 部統括役員を委員として構成される。委員会設置により、サステナビリティに関する課題のユニバースを明確化した上で、課題認識、方針立案、対応 実施、対外開示までの一連の取り組みを組織的に行う態勢の強化を図っている。

SMTB の環境への取り組み

SMTB は、銀行としての機能および信託としての機能を有効に活かし、借入人、投資家を含む顧客へのサービス・ソリューションの提供を通じて環境にかかる取り組みを積極的に進めたいと考えている。

SMTB では、グループのサステナビリティに関する戦略の立案等、グループにおけるサステナビリティの推進部署として経営企画部内にサステナビリティ推進部を設置している。当該部署に加え、SMTB では、顧客向けのソリューションビジネスを加速し、新たな ESG 関連商品やサービスの提供を通じ、顧客の企業価値向上を目指すため、専担組織である ESG ソリューション企画推進部を 2021 年 4 月に設置している。ESG ソリューション企画推進部における業務は、顧客へのサービス提供を通じた GHG 排出量削減への貢献も含まれており、カーボンニュートラル宣言における投融資ポートフォリオにおける 2050 年 GHG 排出量ゼロに資するものとなっている。また、コンサルティング会社等外部の専門的知見を利用し、客観性をもって自社およびグループの取り組みを推進している。

以上より、JCR では、三井住友トラスト・グループおよび SMTB の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1

本信託受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価 (資金使途)」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とし、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。本信託受益権は、「グリーンボンド原則」、及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・間場 紗壽

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行及び/又はグリーンローンの実行（以下、グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」、グリーンボンドの発行とグリーンローンの実行を総称して「グリーンファイナンスの実行」という）により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの実行計画時点又は実行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスの実行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1、Green 2、Green 3、Green 4、Green 5 の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル